

○大学設置基準

(昭和三十一年十月二十二日 文部省令第二十八号)

最終改正：平成二四年五月一〇日 文部科学省令第二三号

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の三）
 - 第二章 教育研究上の基本組織（第三条—第六条）
 - 第三章 教員組織（第七条—第十三条）
 - 第四章 教員の資格（第十三条の二—第十七条）
 - 第五章 収容定員（第十八条）
 - 第六章 教育課程（第十九条—第二十六条）
 - 第七章 卒業の要件等（第二十七条—第三十三条）
 - 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条—第四十条の四）
 - 第九章 事務組織等（第四十一条・第四十二条）
 - 第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条）
 - 第十一章 雑則（第五十条—第五十三条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

- 第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

- 第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

（学部）

- 第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

第六条 学校教育法第八十五条 ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 教育研究上適当な規模内容を有すること。

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において単に「共同学科」という。）に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 教員組織

(教員組織)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第八条 削除

第九条 削除

(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条及び第四十六条第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

第四章 教員の資格

(学長の資格)

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第五章 収容定員

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第六章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第二十六条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第七章 卒業の要件等

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(科目等履修生等)

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

3 大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。

4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。

5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。

2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
 - 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

- 第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該

学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)を合計した面積を加えた面積(共同学科を置く場合にあっては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

(図書等の資料及び図書館)

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(附属施設)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船(共同利用による場合を含む。)
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園(薬草園)
体育に関する学部又は学科	体育館

- 2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

(薬学実務実習に必要な施設)

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

(機械、器具等)

第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教

育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(大学等の名称)

第四十条の四 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第四十一条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第四十三条 二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。

3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第四十四条 構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業

科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第四十五条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）以上を修得することとする。

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

第四十七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

2 第三十七条の二及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 雑則

（外国に設ける組織）

第五十条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（学校教育法第百三条 に定める大学についての適用除外）

第五十一条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条並びに第四十九条（第三十四条、第三十五条並びに第三十六条第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条 に定める大学には適用しない。

（その他の基準）

第五十二条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第五十三条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。
- 3 この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係

るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 4 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間（昭和六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する大学」という。）の専任教員数については、第十三条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。
- 5 期間を付して入学定員を増加する大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。
- 6 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であって、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。
- 7 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域医療再生臨時特例交付金の申請に際して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより七百五十人までの範囲で増加する大学（次項及び第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、百五十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。
- 8 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校地の面積の算定については、当該大学の医学に関する学部の学科における七百二十人を超える部分の収容定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。
- 9 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校舎の面積の算定については、別表第三口に定める医学関係の校舎の面積を別表第三口に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の校舎の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき七十五平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積とし、及び別表第三口に定める医学関係の附属病院の面積を別表第三口に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき百平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積として、第三十七条の二の規定を適用する。

附 則 （昭和五〇年一月二五日文部省令第四〇号）

- 1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている医学又は歯学の学部を置く大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （昭和五八年六月二四日文部省令第二三号）

- 1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十九年度に開設しようとする公立の大学、公立の大学の学部及び私立の大学の学部の学科の設置の認可の申請、昭和五十九年度に行おうとする私立の大学の収容定員の変更に係る学則の変更の認可の申請並びに昭和六十年年度に開設しようとする私立の大学及び私立の大学の学部の設置の認可の申請に

係る審査に当たっては、この省令による改正後の大学設置基準の規定の適用があるものとする。

- 3 学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十五号）附則第二項各号の一に該当する者に係る卒業の要件は、この省令による改正後の大学設置基準第三十二条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成三年六月三日文部省令第二四号）

- 1 この省令は、平成三年七月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第三十六条第五項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成十一年九月一四日文部省令第四〇号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成十二年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年一二月一三日文部科学省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十八条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七条を同令第三十八条とし、同令第三十六条を同令第三十七条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一五日文部科学省令第四三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第六十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 平成十八年三月三十一日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- 二 前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であつて、施行日以後に薬学を履修する課程（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。）に在学することとなったもの

附 則 （平成一八年三月三十一日文部科学省令第一一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- 一 学校教育法施行規則第八条第一号ロ
- 二 博物館法施行規則第九条第二号
- 三 大学設置基準第十四条第四号
- 四 高等専門学校設置基準第十一条第三号
- 五 短期大学設置基準第二十三条第五号

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数 (第十三条関係)

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
教育学・保育学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
工学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
農学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
獣医学関係	三〇〇—六〇〇	二八	二四〇—四八〇	一六
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)	三〇〇—六〇〇	二八	二四〇—三六〇	一六
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを)	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—二四〇	八
家政関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
美術関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
音楽関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
体育関係	二〇〇—四〇〇	一二	一六〇—三二〇	八
保健衛生学関係(看護学関係)	二〇〇—四〇〇	一二	—	—
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする(別表第二において同じ。)
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする(以下口の表及び別表第二において同じ。)
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる(別表第二において同じ。)
- 四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人(獣医学関係又は薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人)の割合により算出される数の教員を増加するものとする(ロ

の表において同じ。)

五 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（別表第二において同じ。)

六 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（別表第二において同じ。)

七 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

八 二以上の学科で組織される学部に獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。

九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。

十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容定員	収容定員 三六〇人 までの場 合の専任 教員数	収容定員 四八〇人 までの場 合の専任 教員数	収容定員 六〇〇人 までの場 合の専任 教員数	収容定員 七二〇人 までの場 合の専任 教員数	収容定員 八四〇人 までの場 合の専任 教員数	収容定員 九六〇人 までの場 合の専任 教員数
学部の種類						
医学関係	一三〇	一四〇	一四〇	一四〇	—	—
歯学関係	七五	八五	九二	九九	一〇六	一一三

備考

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 (第十三条関係)

大学全体の 収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

備考

- 一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
- 二 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 三 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部に医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
- 四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とする。

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

収容定員	二〇〇人までの場合 の面積(平方メー トル)	四〇〇人までの場合 の面積(平方メー トル)	八〇〇人までの場合 の面積(平方メー トル)	八〇一人以上の場合 の面積(平方メー トル)
文学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$
工学関係	5,289	$(\text{収容定員}-200) \times 1,322 \div 200 + 5,289$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,628 \div 400 + 11,239$
農学関係	5,024	$(\text{収容定員}-200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
獣医学関係	5,024	$(\text{収容定員}-200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
薬学関係	4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,983 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,983 \div 400 + 7,768$
家政関係	3,966	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$
美術関係	3,834	$(\text{収容定員}-200) \times 959 \div 200 + 3,834$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 4,702$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 7,922$
音楽関係	3,438	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員}-400) \times 2,975 \div 400 + 4,297$	$(\text{収容定員}-800) \times 2,975 \div 400 + 7,272$
体育関係	3,438	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,983 \div 400 + 4,297$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,983 \div 400 + 6,280$
保健衛生学関係(看護学関係)	3,966	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$

備考

- 一 この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附属施設及び第三十九条の二の

薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない（ロ及びハの表において同じ。）。

- 二 夜間学部（同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。）における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする（ハの表において同じ。）。
- 三 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする（ハの表において同じ。）。
- 四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ハの表において同じ。）。
- 五 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。
- 六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロ及びハの表において同じ。）。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容定員		収容定員三六〇人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員四八〇人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員七二〇人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員八四〇人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員九六〇人までの場合の面積(平方メートル)
区分							
学部の種類							
医学関係	校舎	一、二、六五〇	一、四、三〇〇	一、六、七五〇	一、八、二五〇	—	—
	附属病院	二、八、〇五〇	三、一、一〇〇	三、三、一〇〇	三、五、一〇〇	—	—
歯学関係	校舎	八、八五〇	九、六、〇〇	一〇、三五〇	一一、二〇〇	一一、九五〇	一三、一〇〇
	附属病院	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇

備考

この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

収容定員	二〇〇人までの面積(平方メートル)	四〇〇人までの面積(平方メートル)	六〇〇人までの面積(平方メートル)	八〇〇人までの面積(平方メートル)	一〇〇〇人までの面積(平方メートル)	一二〇〇人までの面積(平方メートル)	一四〇〇人までの面積(平方メートル)	一六〇〇人までの面積(平方メートル)	一八〇〇人までの面積(平方メートル)	二〇〇〇人までの面積(平方メートル)
学部の種類										
文学関係	一、七一 一九	二、一 四八	二、九 七五	三、八 〇一	四、四 六二	五、一 二三	五、七 八五	六、四 四六	七、一 〇七	七、七 六八
教育学・ 保育学関係	一、七 一九	二、一 四八	二、九 七五	三、八 〇一	四、四 六二	五、一 二三	五、七 八五	六、四 四六	七、一 〇七	七、七 六八
法学関係	一、七 一九	二、一 四八	二、九 七五	三、八 〇一	四、四 六二	五、一 二三	五、七 八五	六、四 四六	七、一 〇七	七、七 六八
経済学関係	一、七 一九	二、一 四八	二、九 七五	三、八 〇一	四、四 六二	五、一 二三	五、七 八五	六、四 四六	七、一 〇七	七、七 六八
社会学・ 社会福祉 学関係	一、七 一九	二、一 四八	二、九 七五	三、八 〇一	四、四 六二	五、一 二三	五、七 八五	六、四 四六	七、一 〇七	七、七 六八
理学関係	三、一 七三	三、九 六六	五、六 一九	七、一 〇七	八、七 六〇	一〇、 一四七	一一、 七三四	一三、 二二一	一四、 七〇八	一六、 一九五
工学関係	三、八 三四	四、七 九三	七、一 〇七	九、四 二一	一一、 七三五	一四、 〇四九	一六、 三六三	一八、 六七七	二〇、 九九一	二三、 三〇五
農学関係	三、六 三六	四、六 二八	六、九 四二	九、二 五八	一一、 五七〇	一三、 八八四	一六、 一九八	一八、 五一二	二〇、 八二六	二三、 一四〇
獣医学関係	三、六 三六	四、六 二八	六、九 四二	九、二 五八	一一、 五七〇	一三、 八八四	一六、 一九八	一八、 五一二	二〇、 八二六	二三、 一四〇
薬学関係	三、三 〇五	四、一 三二	五、一 二三	六、一 一五	七、一 〇七	八、〇 九九	九、〇 九一	一〇、 〇八三	一一、 〇七五	一二、 〇六七
家政関係	二、五 一二	三、一 四〇	四、一 三二	五、一 二三	六、一 一五	七、一 〇七	八、〇 九九	九、〇 九一	一〇、 〇八三	一一、 〇七五
美術関係	二、六 四四	三、三 〇五	四、九 五八	六、六 一一	八、〇 九九	九、五 八六	一一、 〇七三	一二、 五六〇	一四、 〇四七	一五、 五三四
音楽関係	二、五 一二	三、一 四〇	四、六 二八	六、二 八〇	七、六 〇三	九、〇 九〇	一〇、 五七七	一二、 〇六四	一三、 五五一	一五、 〇三八
体育関係	二、七 七六	三、四 七一	四、四 六二	五、四 五四	六、四 四六	七、七 六八	九、〇 九〇	一〇、 四一二	一一、 七三四	一三、 〇五六
保健衛生 学関係 (看護学 関係)二、 五一一	二、五 一二	三、一 四〇	四、一 三二	五、一 二三	六、一 一五	七、一 〇七	八、〇 九九	九、〇 九一	一〇、 〇八三	一一、 〇七五
保健衛生 学関係 (看護学 関係を除 く。)	三、一 七三	三、九 六六	五、六 一九	七、一 〇七	八、七 六〇	一〇、 一四七	一一、 七三四	一三、 二二一	一四、 七〇八	一六、 一九五

備考

収容定員が二、〇〇〇人を超える場合は、二〇〇人を増すごとに、この表に定める二、〇〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

○ 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業について定める件

(平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十一号)

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。

なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

○ 大学通信教育設置基準

(昭和五十六年十月二十九日 文部省令第三十三号)

(趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、通信教育を行う大学を設置し、又は大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育を行い得る専攻分野)

第二条 大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

(授業の方法等)

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業(以下「面接授業」という。))若しくは同条第二項の方法による授業(以下「メディアを利用して行う授業」という。))のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。

第四条 授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第五条 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

一 印刷教材等による授業については、四十五時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもつて一単位とする。

二 放送授業については、十五時間の放送授業をもつて一単位とする。

三 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、大学設置基準第二十一条第二項各号の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、大学設置基準第二十一条第三項の定めるところによる。

(卒業の要件)

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授

業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第七条 大学は、大学設置基準第二十九条の定めるところにより単位を与えるほか、あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部科学大臣が別に定める学修を当該大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

第八条 削除

(専任教員数)

第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十六条 に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合においては、当該学部が行う通信教育に係る収容定員四千人につき四人の専任教員を増加するものとする。ただし、当該増加する専任教員の数が当該学部の通信教育に係る学科又は課程における大学設置基準第十三条の規定による専任教員の数の二割に満たない場合には、当該専任教員の数の二割の専任教員を増加するものとする。

3 大学は、大学設置基準第三十一条第一項の科目等履修生その他の学生以外の者を前二項の学部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当数の専任教員を増加するものとする。

(校舎等の施設)

第十条 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第三十六条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第三項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとする。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

3 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合にあつては、大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。

4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。

(通信教育学部の校地)

第十一条 通信教育学部のみを置く大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

2 通信教育学部に係る校地の面積については、当該学部における教育に支障のないものとする。

(添削等のための組織等)

第十二条 大学は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(その他の基準)

第十三条 通信教育を行う大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う大学の設置又は大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学設置基準（第二十三条を除く。）の定めるところによる。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十八年度に設置しようとする通信教育を行う大学の設置認可又は同年度に開設しようとする大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。
- 3 この省令施行の際、現に通信教育を開設している大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成三年六月三日文部省令第二十六号）

- 1 この省令は、平成三年七月一日から施行する。
- 2 この省令施行の日前に大学が行う通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該大学に入学した場合には改正前の第八条の規定により当該聴講生としての聴講を当該大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができることとなるものについては、当該聴講生として授業科目を聴講し、その成果の認定を受けたことをもって大学設置基準第三十一条第一項の科目等履修生として当該大学の通信教育における授業科目を履修し、単位を修得したものとみなす。

別表第一 通信教育学部の専任教員数（第九条関係）

学部の種類	収容定員八、〇〇〇人の場合の専任教員数	収容定員一二、〇〇〇人の場合の専任教員数	収容定員一六、〇〇〇人の場合の専任教員数
文学関係	一七	二一	二五
教育学・保育学関係	一七	二一	二五
法学関係	二一	二三	二七
経済学関係	二一	二三	二七
社会学・社会福祉学関	二一	二三	二七
理学関係	二一	二三	二七
工学関係	二一	二三	二七
家政関係	一七	二一	二五
美術関係	一七	二一	二五
音楽関係	一七	二一	二五

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。
- 二 収容定員が八、〇〇〇人未満の場合には、収容定員八、〇〇〇人として取り扱うものとする。
- 三 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四、〇〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 四 この表に定める教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の専任教員数とし、二以上の学科で組織する場合又は二以上の学部を置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案

して、それぞれ相当数の教員を増加し、又は減ずるものとする。

五 この表に掲げる学部以外の学部における教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

別表第二 通信教育学部の校舎面積（第十条関係）

学部の種類	収容定員四、〇〇〇人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員八、〇〇〇人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員一二、〇〇〇人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員一六、〇〇〇人の場合の面積 (平方メートル)
文学関係	三、四四〇	五、七九〇	八、三九〇	一一、〇〇〇
教育学・保育学関	三、四四〇	五、七九〇	八、三九〇	一一、〇〇〇
法学関係	三、六九〇	六、〇四〇	八、五二〇	一一、一三〇
経済学関係	三、六九〇	六、〇四〇	八、五二〇	一一、一三〇
社会学・社会福祉学関係	三、六九〇	六、〇四〇	八、五二〇	一一、一三〇
理学関係	七、六六〇	一三、五六〇	一九、六三〇	二五、八七〇
工学関係	八、七五〇	一五、四九〇	二二、四二〇	二九、五五〇
家政関係	五、五二〇	九、六六〇	一四、一二〇	一八、五九〇
美術関係	五、三四〇	九、三五〇	一三、六七〇	一八、〇〇〇
音楽関係	四、七八〇	八、三七〇	一二、二三〇	一六、一〇〇

備考

- 一 この表には、大学設置基準第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設の面積は含まない。
- 二 収容定員が四、〇〇〇人未満の場合にあつては、学科並びに収容定員及び教員数に応じて二割の範囲内においてこの表に定める面積を減ずることができるものとし、この表に定める収容定員を超える場合にあつては、教育に支障のないよう、その超える収容定員に応じてこの表に定める面積を増加するものとする。
- 三 大学設置基準第三十一条第一項の科目等履修生その他の学生以外の者を当該学部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積を増加するものとする。
- 四 二以上の学部を置く大学は、各学部が共同に使用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる。
- 五 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

○ 大学通信教育設置基準第七条の規定による通信教育を行う大学が単位を与えることのできる学修を定める件

(平成三年六月五日文部省告示第七十号)

大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第七条の規定により、通信教育を行う大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

他の大学、短期大学若しくは高等専門学校が行う公開講座又は地方公共団体、公益法人等が行う事業における計画的かつ継続的な体育実技の学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

○短期大学通信教育設置基準

(昭和五十七年三月二十三日文部省令第三号)

(趣旨)

第一条 短期大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによる。

- 2 この省令で定める設置基準は、通信教育を行う短期大学を設置し、又は短期大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準とする。
- 3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育を行い得る専攻分野)

第二条 短期大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

(授業の方法等)

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、短期大学設置基準第十一条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 3 短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。

第四条 授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第五条 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 印刷教材等による授業については、四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。
 - 二 放送授業については、十五時間の放送授業をもつて一単位とする。
 - 三 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、短期大学設置基準第七条第二項各号の定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、短期大学設置基準第七条第三項の定めるところによる。

(卒業の要件)

第六条 卒業の要件は、短期大学設置基準第十八条又は第十九条の定めるところによる。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位について、修業年限二年の短期大学にあつては十五単位以上、修業年限三年の短期大学にあつては二十三単位以上（短期大学設置基準第十九条の規定に

より卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位以上)は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該十五単位又は二十三単位のうちそれぞれ五単位又は八単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第七条 短期大学は、短期大学設置基準第十五条 に定めるところにより単位を与えるほか、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部科学大臣が別に定める学修を当該短期大学における履修とみなし、単位を与えることができる。

第八条 削除

(専任教員数)

第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十八条第六項 に規定する通信による教育を行う学科(以下「通信教育学科」という。)における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第二十二條の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員千人につき二人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員の数が当該学科における同条の規定による専任教員の数の二割に満たない場合には、当該専任教員の数の二割の専任教員を加えたものとする。

3 短期大学は、短期大学設置基準第十七条第一項の科目等履修生その他の学生以外の者を前二項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、前二項の規定による専任教員の数に相当数の専任教員を加えたものとする。

(校舎等の施設)

第十条 通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準第二十八条第一項 に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設(第三項において「通信教育関係施設」という。)について、教育に支障のないようにするものとする。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

3 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合にあつては、短期大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。

4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。

(通信教育学科の校地)

第十一条 通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

2 通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。

(添削等のための組織等)

第十二条 短期大学には、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設ける

ものとする。

(その他の基準)

第十三条 通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、短期大学設置基準（第九条を除く。）の定めるところによる。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現にされている短期大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 3 この省令施行の際、現に通信教育を開設している短期大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成三年六月三日文部省令第二九号）

- 1 この省令は、平成三年七月一日から施行する。
- 2 この省令施行の日前に短期大学が行う通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該短期大学に入学した場合には、改正前の第八条の規定により当該短期大学における履修とみなしその成果について単位を与えることができることとなるものについては、当該聴講生として授業科目を聴講し、その成果の認定を受けたことをもつて短期大学設置基準第十七条第一項の科目等履修生として当該短期大学の通信教育における授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなす。

別表第一（第九条関係）

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員 二、〇〇〇人まで の場合の専任教員 数	一学科の入学定員 三、〇〇〇人まで の場合の専任教員 数	一学科の入学定員 四、〇〇〇人まで の場合の専任教員 数
文学関係	八	一〇	一二
教育学・保育学関係	八	一〇	一二
法学関係	一〇	一二	一三
経済学関係	一〇	一二	一三
社会学・社会福祉学関係	一〇	一二	一三
理学関係	一〇	一二	一三
工学関係	一〇	一二	一三
家政関係	八	一〇	一二
美術関係	八	一〇	一二
音楽関係	八	一〇	一二

備考

- 一 この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 二 この表に定める教員数の三割以上は原則として教授とする。
- 三 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、一、〇〇〇人につ

き教員二人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

四 修業年限三年の短期大学（短期大学設置基準第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の三割に相当する数を加えたものとする。

五 学科又は専攻課程を二以上置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員を減ずるものとする。

六 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。

別表第二（第十条関係）

同一分野に属する学科の収容定員	二、〇〇〇人までの場合の面積 (平方メートル)	四、〇〇〇人までの場合の面積 (平方メートル)	六、〇〇〇人までの場合の面積 (平方メートル)	八、〇〇〇人までの場合の面積 (平方メートル)
文学関係	二、〇五〇	三、四五〇	五、〇五〇	六、六〇〇
教育学・保育学関係	二、七五〇	四、八五〇	七、〇五〇	九、三〇〇
法学関係	二、二〇〇	三、六〇〇	五、一〇〇	六、七〇〇
経済学関係	二、二〇〇	三、六〇〇	五、一〇〇	六、七〇〇
社会学・社会福祉学関係	二、二〇〇	三、六〇〇	五、一〇〇	六、七〇〇
理学関係	三、七三〇	六、六六〇	九、八〇〇	一二、九四〇
工学関係	三、八九〇	六、九五〇	一〇、二三〇	一三、五一〇
家政関係	二、七五〇	四、八五〇	七、〇五〇	九、三〇〇
美術関係	三、五〇〇	六、二五〇	九、二〇〇	一二、一五〇
音楽関係	二、三五〇	四、一四〇	六、〇二〇	七、九四〇

備考

- 一 この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない。
- 二 同一分野に属する学科の収容定員が八、〇〇〇人を超える場合には、二、〇〇〇人を増すごとに、この表に定める八、〇〇〇人までの場合の面積から六、〇〇〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- 三 短期大学設置基準第十七条第一項の科目等履修生その他の学生以外の者を同一分野に属する学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする。
- 四 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。

○ 短期大学通信教育設置基準第七条の規定による通信教育を行う短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成三年文部省告示第七十一号)

短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)第七条の規定により、通信教育を行う短期大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

他の短期大学、大学若しくは高等専門学校が行う公開講座又は地方公共団体、公益法人等が行う事業における計画的かつ継続的な体育実技の学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

○大学院設置基準

(昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号)

最終改正：平成二四年三月一四日文部科学省令第六号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
 - 第二章 教育研究上の基本組織（第五条—第七条の三）
 - 第三章 教員組織（第八条—第九条の二）
 - 第四章 収容定員（第十条）
 - 第五章 教育課程（第十一条—第十五条）
 - 第六章 課程の修了要件等（第十六条—第十八条）
 - 第七章 施設及び設備等（第十九条—第二十二条の四）
 - 第八章 独立大学院（第二十三条・第二十四条）
 - 第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条—第三十条）
 - 第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条—第三十四条）
 - 第十一章 雑則（第三十五条—第三十八条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 大学院は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

- 第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

- 第一条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（大学院の課程）

- 第二条 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。
- 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

(専ら夜間において教育を行う大学院の課程)

第二条の二 大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

(修士課程)

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとするができる。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

(博士課程)

第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。

3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとするができる。

4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

第二章 教育研究上の基本組織

(研究科)

第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。

(専攻)

第六条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。
ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。

2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。

(研究科と学部等の関係)

第七条 研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。

(複数の大学が協力して教育研究を行う研究科)

第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において単に「共同教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第四項において同じ。）を行う研究科を置くことができる。

(研究科以外の基本組織)

第七条の三 学校教育法第百条 ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な相当規模の教員組織その他諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 研究科以外の基本組織に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章及び第九条を除き、「研究科」には研究科以外の基本組織を、「専攻」には研究科以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 教員組織

(教員組織)

第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

- 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
- 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。
- 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。
- 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。

（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）

第九条の二 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

第四章 収容定員

（収容定員）

第十条 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。

2 前項の場合において、第三十七条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。

3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第五章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十一条 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第十二条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

(研究指導)

第十三条 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。

- 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第十四条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十四条の三 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条 から第二十五条 まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育

課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

第六章 課程の修了要件等

（修士課程の修了要件）

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の前期の課程の取扱い）

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

（博士課程の修了要件）

第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前

項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）を加えた期間」と、「三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二 に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十六条 の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項 の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項 の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第十八条 削除

第七章 施設及び設備等

（講義室等）

第十九条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

（機械、器具等）

第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(図書等の資料)

第二十一条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。

(学部等の施設及び設備の共用)

第二十二条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第二十二条の二 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第二十二条の三 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(研究科等の名称)

第二十二条の四 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第八章 独立大学院

(独立大学院)

第二十三条 学校教育法第百三条 に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という。）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする。

第二十三条の二 独立大学院は、共同教育課程のみを編成することはできない。

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

2 独立大学院が研究所等との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができる。ただし、その利用に当たっては、十分な教育上の配慮等を行うものとする。

第九章 通信教育を行う課程を置く大学院

(通信教育を行う課程)

第二十五条 大学院には、通信教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

(通信教育を行い得る専攻分野)

第二十六条 大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

(通信教育を併せ行う場合の教員組織)

第二十七条 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとする。

(大学通信教育設置基準の準用)

第二十八条 通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条から第五条までの規定を準用する。

(通信教育を行う課程を置く大学院の施設)

第二十九条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

(添削等のための組織等)

第三十条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第三十一条 二以上の大学院は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程(通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する大学院(以下「構成大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第三十二条 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係

る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

- 2 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

- 2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、第十七条（第三項を除く。）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

- 3 前二項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備)

第三十四条 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 雑則

(事務組織)

第三十五条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。

(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例)

第三十六条 医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程については、第四条第二項中「五年」とあるのは「四年」と、第十七条第一項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「四年（四年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）」と、「三年（修士課程に二年以上

在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)とあるのは「三年」と読み替えて、これらの規定を適用し、第四条第三項から第五項まで並びに第十七条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(外国に設ける組織)

第三十七条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に研究科、専攻その他の組織を設けることができる。

(段階的整備)

第三十八条 新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十年度に開設しようとする大学院の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。

附 則 (平成元年一〇月二六日文部省令第四二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二年三月三十一日に大学院において獣医学を履修する博士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の大学院設置基準第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年九月一四日文部省令第四二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中第二章に係る部分、同章の章名の改正規定、第七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の次に一条を加える改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十五号)の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 3 平成十二年度に設置しようとする研究科以外の基本組織の設置認可に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。
- 4 平成十二年度に設置しようとする研究科以外の基本組織及び専門大学院の設置認可の申請に係る大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則(平成三年文部省令第四十六号)第七条第一項及び私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)第四条第三項の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」とする。
- 5 この省令の施行の際、その修士課程において高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う教育を行っていると思われる研究科であつて第三十三条及び第三十四条に規定する要件を現に満たすものが専門大学院の設置認可を受ける場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第三十二条第一項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入される教員をもって専門大学院の教員の一部とすることができる。

附 則 （平成一六年一二月一三日文部科学省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十八条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七条を同令第三十八条とし、同令第三十六条を同令第三十七条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一五日文部科学省令第四三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第六十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 平成十八年三月三十一日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- 二 前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であって、施行日以後に薬学を履修する課程（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。）に在学することとなったもの

大学通信教育設置基準の制定等について

文大大第二二五号
昭和五六年一〇月二九日

各国公私立大学（短期大学を除く。以下同じ。）長・大学を設置する各都道府県
知事及び各市長・大学を設置する学校法人の理事長・放送大学学園理事長あて
文部事務次官通達

大学通信教育設置基準の制定等について

このたび大学通信教育設置基準（昭和五六年文部省令第三三号）が、昭和五六年一〇月二九日に公布され、昭和五七年四月一日から施行されることになりました。

大学通信教育は、大学教育の機会を広く提供するものとして重要な役割を果たしてきているところでありますが、さらに、このたび放送大学学園法（昭和五六年法律第八〇号）の成立により、放送等による教育を行う新しい形態の大学が創設される運びとなり、また、あわせて学校教育法の一部改正が行われ、大学には通信による教育を行う学部の置くことができることとなつたことにかんがみ、既存の形態の大学通信教育について、その水準の維持、向上を図るとともに、放送等を効果的に活用した新しい形態の大学通信教育及び通信による教育を行う大学の学部の設置に適切に対応していくため、大学通信教育設置基準を制定したものであります。

この省令の要旨及び留意点等は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 趣旨

大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによるものとしたこと（第一条第一項）。また、この設置基準は、通信教育を行う大学を設置し、又は大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準であり、したがって、大学は、その行う通信教育について、この設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないものとしたこと（第一条第二項及び第三項）。

二 通信教育を行い得る分野

大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとしたこと(第二条)。通信教育によつて十分な教育効果が得られる分野であるか否かは、個々に具体的な教育内容等を勘案して判断されるものであること。

三 授業の方法等

(一) 授業は、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)若しくは大学設置基準(昭和三一年文部省令第二八号)第三〇条の方法による授業(以下「面接授業」という。)のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと(第三条第一項)。

印刷教材による授業については、教科書、学習指導書等の印刷教材を当該授業科目の内容が学生に十分理解できるように作成するとともに、学問の進歩に即応できるよう大学において常に改善、改訂に努める必要があること。

面接授業については、その実施に当たつて学問的環境の中で学修できるようできる限り当該大学のキャンパス内で行うものとするが、受講の便を考慮してキャンパス外で行うこともできること。また、通信教育においては教員と学生相互の交流の場が少ないことも考慮し、面接授業には、できる限り少人数構成の授業を加味することが望ましいこと。

(二) 印刷教材による授業及び放送授業の実施に当たつては、学生の勉学を促し、学修指導の徹底を図るため、進度に応じて添削等による指導を併せ行うものとしたこと(第三条第二項)。この規定の趣旨は、添削等による指導は、授業科目ごとに少なくとも一回以上行うことを必要とするものであること。

(三) 大学設置基準は、一年間の授業日数について、三五週にわたり二一〇日を原則とすることを定めているが、通信教育による授業は、この原則にとらわれず、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとしたこと(第四条)。

四 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を四五時間とし、印刷教材による授業については四五時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもつて一単位とし、放送授業については一時間の放送授業に対して二時間の準備のための学修を必要とするものとして一五時間の放送授業をもつて一単位とし、面接授業については大学設置基準第二六条各号に定める講義、演習、実験、実習、実技等による授業の単位の計算方法によるものとしたこと(第五条)。

なお、四五時間の学修を必要とする印刷教材の分量は、教科書、学習指導書

等を合わせおおむね A 五判一〇〇ページ程度であるが、授業科目及びその内容により各大学において適切に定めるものとする。

また、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目に係る単位の計算は、各授業方法の単位の計算の基準に照らして行うものとする。

五 卒業の要件

- (一) 卒業の要件は、大学設置基準第三二条の定めるところによるが、同条の規定により修得すべき単位数一二四単位のうち三〇単位以上は、面接授業により修得するものとしたこと。ただし、当該三〇単位のうち一〇単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができるものとしたこと(第六条)。なお、面接授業による単位又は放送授業による単位の数の計算に当たっては、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目については、その面接授業又は放送授業に係る部分を上記四の単位の計算方法により計算し、これに算入するものとする。
- (二) 大学設置基準第三二条第一項において、保健体育科目について卒業の要件として修得すべき単位数は、講義及び実技四単位と規定されており、それぞれ二単位ずつの修得を必要とする取扱いとなつてはいるが、年齢、職業、生活状況を異にする多数の学生を対象とする通信教育においては、一律に体育実技二単位の修得を要するものとするとは必ずしも適当でないことから、体育実技で修得すべき単位を一単位としても差し支えないこと。

六 体育実技の履修方法等

大学は、保健体育科目のうち実技について、あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、学生が他の大学等が行う公開講座等において学修することを認め、これを当該大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができるものとしたこと(第七条)。この場合において、他大学等が行う公開講座等は、計画的、継続的のものであることを要し、都道府県市町村教育委員会等が行う体育教室等も含みうるものであること。

なお、このような取扱いを行うに当たっては、大学はあらかじめ公開講座等の内容、実施者、実施期間、運営方法等に係る基準を定め、その実施者と具体的な実施方法等について協議し、学修の状況を的確に把握するとともに、その成果については大学が適正に評価した上で単位を認定する必要があること。また、四五時間の実技をもつて一単位とされていることに留意すること。

七 専任教員数

- (一) 学校教育法第五四条の二第二項に規定する学部(以下「通信教育学部」という。)における専任教員数は、別表第一のとおりとしたこと(第八条第一項)。この場合、専任教員とは、教授、助教授又は講師をいうこと(別表第一備考第一号。以下同じ。)
- (二) 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合においては、当該学部が行う通信教育に係る入学定員一、〇〇〇人につき四人の専任教員を増加するものとしたこと。ただし、当該増加する専任教員の数当該学部の通信教育に係る学科又は課程における大学設置基準第一条の規定による専任教員の数に満たない場合には、当該専任教員の数に二割の専任教員を増加するものとしたこと(第八条第二項)。この場合、増加する専任教員は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の教員を含むものであり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとする。
- (三) 通信教育を行う学部において聴講生(科目別履修生等として授業科目を聴講する者を含む。)を当該学部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加するものとしたこと(第八条第三項)。

八 校舎等の施設

- (一) 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第三七条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設(以下「通信教育関係施設」という。)について、教育に支障のないようにするものとし、校舎及び通信教育関係施設の面積は、別表第二のとおり定めたこと(第九条第一項及び第二項)。
- (二) 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合にあつては、大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと(第九条第三項)。したがつて、通学課程と同じ時間帯で多数の学生の面接授業を行う等の場合においては、所要の校舎の面積を増加する必要があること。
- (三) 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとしたこと(第九条第四項)。なお、各地において面接授業を行うような場合は、それぞれの場所に所要の図書を備えた図書室等を設けることが望ましいこと。

九 校地

- (一) 通信教育学部のみを置く大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができるものとしたこと(第一〇条第一項)。これは、体育実技については、前記六に述べた履修方法をとる場合や、学生の履修上の便宜を考慮して各地の大学等の施設を利用する等の方法により行われることが適当と認められる場合があるので、このような場合には、運動場を設けないことができるものとしたものであること。
- (二) 通信教育学部に係る校地の面積については、当該学部における教育に支障のないようなものとするものとしたこと(第一〇条第二項)。

一〇 添削等のための組織等

大学は添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当の組織等を設けるものとしたこと(第一一条)。各大学の事情により、組織を設けない場合においては、添削等による指導のための適任者を配置する等の措置を講ずる必要があること。

一一 その他の基準

通信教育を行う大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う大学の設置又は大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学設置基準(第一二条及び第二八条の二を除く。)の定めるところによるものとしたこと(第一二条)。大学設置基準第一二条の規定を適用しないこととしたのは、通信教育においては、添削指導等ゆきとどいた指導を行うため多くの兼任教員を必要とするので、兼任教員数の制度を設けない趣旨であること。また、大学設置基準第二八条の二の規定を適用しないこととしたのは、通信教育の性格にかんがみ、各授業科目の授業期間について、一〇週又は一五週にわたる期間を単位として行うことを要しないこととしたものであること。

一二 別表第一

この表に定める教員数は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の授業科目の区分を通じた専任教員数の合計であり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとしたこと(別表第一備考第二号)。この場合において、授業科目の区分ごとの専任教員数は、大学設置基準別表第一及び別表第三に定める授業科目の区分ごとの教員数を勘案して配分するものであること。

一三 施行期日等

- (一) この省令は、昭和五七年四月一日から施行することとしたこと。ただし、昭和五八年度に設置しようとする通信教育を行う大学の設置認可又は同年度に開設しようとする大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとしたこと(附則第一項及び第二項)。
- (二) この省令施行の際、現に通信教育を開設している大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができるものとしたこと(附則第三項)。この省令施行後に通信教育学部の設置等を行う場合には、この省令の規定の適用があるものであるが、従前の例によることができる大学にあつても、できるだけ速やかにこの省令で定める基準に合致するように努めることが望ましいこと。
- (三) この省令の制定に伴い、学校教育法施行規則(昭和二二年文部省令第一一号)の規定について所要の整備を行つたこと(附則第四項)。

一四 大学通信教育の聴講生に係る入学資格

- (一) 通信教育において聴講生(科目別履修生等として授業科目を聴講する者を含む。)として相当程度の授業科目を履修した者について、当該通信教育を行う大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により、大学の入学資格があるものと認められること。

この場合において、相当程度の授業科目を履修した者とは、人文、社会、自然の三分野にわたつて一六単位相当以上の授業科目を履修した者とするのが適当であること。

- (二) 入学資格の認定に当たつては、履修した授業科目の修了試験の成績等を勘案し、個々人について認定すること。

この認定は、大学の入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかに係る入学資格の認定であり、入学者選抜とは別個のものとして取り扱うものであること。また、この認定の具体的方法については、大学が定めるものとし、聴講生に対しては、適当な方法により明示しておく必要があること。

なお、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定による大学入学資格の認定は、各大学の判断により行うものであつて、認定を行つた大学にのみその効力が及ぶものであること。

また、このような取扱いは、通信教育のみの取扱いであること。

短期大学通信教育設置基準の制定等について

文大技第一〇九号
昭和五七年三月二三日

各国公私立短期大学長・短期大学を設置する各地方公共団体の長・短期大学を設置する各学校法人の理事長あて

文部事務次官通達

短期大学通信教育設置基準の制定等について

このたび短期大学通信教育設置基準(昭和五七年文部省令第三号)が、昭和五七年三月二三日に公布され、昭和五七年四月一日から施行されることになりました。

短期大学通信教育は、短期大学教育の機会を広く提供するものとして重要な役割を果たしてきているところでありますが、さらに、このたび放送大学学園法(昭和五六年法律第八〇号)の成立により、放送等による教育を行う新しい形態の大学が創設される運びとなり、また、あわせて学校教育法の一部改正が行われ、短期大学には通信による教育を行う学科を置くことができることとなったことにかんがみ、既存の形態の短期大学通信教育について、その水準の維持、向上を図るとともに、放送等を効果的に活用した新しい形態の短期大学通信教育及び通信による教育を行う短期大学の学科の設置に適切に対応していくため、短期大学通信教育設置基準を制定したものであります。

この省令の要旨及び留意点等は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 趣旨

短期大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによるものとしたこと(第一条第一項)。

また、この設置基準は、通信教育を行う短期大学を設置し、又は短期大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準であり、したがって、短期大学は、その行う通信教育について、この設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、各短期大学が掲げている目的及び果たそうとする使命に即してその水準の向上を図ることに努めなければならないものとしたこと(第一条第二項及び第三項)。

二 通信教育を行い得る専攻分野

短期大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとしたこと(第二条)。通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野であるか否かは、個々に具体的な教育内容等を勘案して判断されるものであること。

三 授業の方法等

(一) 授業は、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)若しくは短期大学設置基準(昭和五〇年文部省令第二一号)第一三条の方法による授業(以下「面接授業」という。)のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと(第三条第一項)。

印刷教材による授業については、教科書、学習指導書等の印刷教材を当該授業科目の内容が学生に十分理解できるように作成するとともに、学問の進歩に即応できるよう短期大学において常に改善、改定に努める必要があること。

面接授業については、その実施に当たつて学問的環境の中で学修できるような限り当該短期大学のキャンパス内で行うものとするが、受講の便を考慮してキャンパス外で行うこともできること。また、通信教育においては、教員と学生相互の交流の場が少ないことも考慮し、面接授業には、できる限り少人数構成の授業を加味することが望ましいこと。

(二) 印刷教材による授業及び放送授業の実施に当たつては、学生の勉学を促し、学修指導の徹底を図るため、進度に応じて添削等による指導を併せ行うものとしたこと(第三条第二項)。この規定の趣旨は、添削等による指導は、授業科目ごとに少なくとも一回以上行うことを必要とするものであること。

(三) 短期大学設置基準は、一年間の授業日数について、三五週にわたり二一〇日を原則とすることを定めているが、通信教育による授業は、この原則にとらわれず、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとしたこと(第四条)。

四 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を四五時間とし、印刷教材による授業については、四五時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもつて一単位とし、放送授業については、一時間の放送授業に対して二時間の準備のための学修を必要とするものとして一五時間の放送授業をもつて一単位とし、面接授

業については、短期大学設置基準第八条各号に定める講義、演習、実験・実習、実技による授業の単位の計算方法によるものとしたこと(第五条)。

なお、四五時間の学修を必要とする印刷教材の分量は、教科書、学習指導書等を合わせおおむね A 五版一〇〇ページ程度であるが、授業科目及びその内容により各短期大学において適切に定めるものとする。

また、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目に係る単位の計算は、各授業方法の単位の計算の基準に照らして行うものとする。

五 卒業の要件

- (一) 卒業の要件は、短期大学設置基準第一五条又は第一六条の定めるところによるが、これらの規定により修得すべき単位数六二単位又は九三単位のうち、修業年限二年の短期大学にあつては一五単位以上、修業年限三年の短期大学にあつては二三単位以上(短期大学設置基準第一六条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得することとする短期大学にあつては一五単位以上)は、面接授業により修得するものとしたこと。ただし、当該一五単位又は二三単位のうちそれぞれ五単位又は八単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができるものとしたこと(第六条)。なお、面接授業による単位又は放送授業による単位の数の計算に当たつては、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目については、その面接授業又は放送授業に係る部分を上記四の単位の計算方法により計算し、これに算入するものとする。

六 体育実技の履修方法等

短期大学は、保健体育科目のうち実技について、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、学生が他の短期大学等が行う公開講座等において学修することを認め、これを当該短期大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができるものとしたこと(第七条)。この場合において、他短期大学等が行う公開講座等は、計画的、継続的なものであることを要し、都道府県・市町村教育委員会等が行う体育教室等も含みうるものであること。

なお、このような取扱いを行うに当たつては、短期大学はあらかじめ公開講座等の内容、実施者、実施期間、運営方法等に係る基準を定め、その実施者と具体的な実施方法等について協議し、学修の状況を的確に把握するとともに、その成果については短期大学が適正に評価した上で単位を認定する必要があること。また、四五時間の実技をもつて一単位とされていることに留意すること。

七 専任教員数

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二六号)第六九条の二第六項に規定する通信による教育を行う学科(以下「通信教育学科」という。)における専任教員の数は、別表第一のとおりとしたこと(第八条第一項)。この場合、専任教員とは、教授、助教授又は講師をいうこと(別表第一備考第二号。以下同じ。)
- (二) 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第一九条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員一、〇〇〇人につき二人の専任教員を加えたものとしたこと。ただし、当該加える専任教員の数が当該学科における短期大学設置基準第一九条の規定による専任教員の数の二割に満たない場合には、当該専任教員の数の二割の専任教員を加えたものとしたこと(第八条第二項)。この場合、加える専任教員は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の教員を含むものであり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとする。
- (三) 通信教育を行う学科において聴講生(科目別履修生等として授業科目を聴講する者を含む。)を当該学科の学生総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう相当数の専任教員を加えるものとしたこと(第八条第三項)。

八 校舎等の施設

- (一) 通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準第二五条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設(以下「通信教育関係施設」という。)について、教育に支障のないようにするものとし、校舎及び通信教育関係施設の面積は、別表第二のとおり定めたこと(第九条第一項及び第二項)。
- (二) 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合にあつては、短期大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと(第九条第三項)。したがつて、通学課程と同じ時間帯で多数の学生の面接授業を行う等の場合においては、所要の校舎の面積を増加する必要があること。
- (三) 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとしたこと(第九条第四項)。なお、各地において面接授業を行うような場合は、それぞれの場所に所要の図書を備えた図書室等を設けることが望ましいこと。

九 校地

- (一) 通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができるものとしたこと(第一〇条第一項)。これは、体育実技については、前記六に述べた履修方法をとる場合や、学生が履修上の便宜を考慮して各地の短期大学等の施設を利用する等の方法により行われることが適当と認められる場合があるので、このような場合には、運動場を設けないことができるものとしたものであること。
- (二) 通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないようなものとするものとしたこと(第一〇条第二項)。

一〇 添削等のための組織等

短期大学は添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとしたこと(第一一条)。各短期大学の事情により、組織を設けない場合においては、添削等による指導のための適任者を配置する等の措置を講ずる必要があること。

一一 その他の基準

通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、その省令に定めのないものについては、短期大学設置基準(第一一条を除く。)の定めるところによるものとしたこと(第一二条)。短期大学設置基準第一一条の規定を適用しないこととしたのは、通信教育の性格にかんがみ、各授業科目の授業期間について、一〇週又は一五週にわたる期間を単位として行うことを要しないこととしたものであること。

一二 別表第一

この表に定める教員数は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の授業科目の区分を通じた専任教員数の合計であり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとしたこと(別表第一備考第三号)。この場合において、授業科目の区分ごとの専任教員数は、短期大学設置基準別表第一に定める授業科目の区分ごとの教員数を勘案して配分するものであること。

一三 施行期日等

- (一) この省令は、昭和五七年四月一日から施行することとしたこと。ただし、この省令施行の際、現にされている短期大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものとしたこと(附則第一項及び第

二項)。

(二) この省令施行の際、現に通信教育を開設している短期大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができるものとしたこと(附則第三項)。この省令施行後に通信教育学科の設置等を行う場合には、この省令の規定の適用があるものであるが、従前の例によることができる短期大学にあつても、できるだけ速やかにこの省令で定める基準に合致するように努めることが望ましいこと。

(三) この省令の制定に伴い、学校教育法施行規則(昭和二二年文部省令第一一号)の規定について所要の整備を行つたこと(附則第四項)。

一四 短期大学通信教育の聴講生に係る入学資格

(一) 通信教育において聴講生(科目別履修生等として授業科目を聴講する者を含む。)として相当程度の授業科目を履修した者について、当該通信教育を行う短期大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により、短期大学の入学資格があるものと認められること。

この場合において、相当程度の授業科目を履修した者とは、人文、社会、自然の三分野にわたつて一六単位相当以上の授業科目を履修した者とするのが適当であること。

(二) 入学資格の認定に当たつては、履修した授業科目の修了試験の成績等を勘案し、個々人について認定すること。

この認定は、短期大学の入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかに係る入学資格の認定であり、入学者選抜とは別個のものとして取り扱うものであること。また、この認定の具体的方法については、短期大学が定めるものとし、聴講生に対しては、適当な方法により明示しておく必要があること。

なお、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定による大学入学資格の認定は、各短期大学の判断により行うものであつて、認定を行つた短期大学のみその効力が及ぶものであること。

また、このような取扱いは、通信教育のみの取扱いであること。

大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について

文高大第二七六号
昭和五九年一〇月三一日

通信教育を開設する各私立大学長・放送大学長あて

文部事務次官通達

大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について

このたび、大学通信教育設置基準の一部を改正する省令が、昭和五九年一〇月三一日文部省令第五二号をもつて公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨及び留意点は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 改正の趣旨

(一) 大学通信教育については、これが大学教育の機会の拡大に重要な役割を担っていることにかんがみ、通信教育において聴講生として相当程度の授業科目を聴講した者について、当該通信教育を行う大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により大学の入学資格があるものとして認めることができることとしているところである。(昭和五六年一〇月二九日付け文大第二二五号「大学通信教育設置基準の制定等について」記一四参照)

今回の改正は、放送大学の創設等近年における通信教育の進展にかんがみ、前記取扱いによつて大学の通信教育に入学した学生の入学前の当該大学における聴講生としての授業科目の聴講について、当該大学が教育上有益と認めるときは、これを当該入学した大学における履修とみなし、その成果について単位を与え、卒業に必要な単位に含めることができることとし、大学通信教育の一層の充実を図つたものであること。

(二) この措置は、前記のほか、大学の通信教育に入学する前の当該大学の通信教育における聴講生としての授業科目の聴講全般について認められるものであること。

二 留意点

(一) この取扱いは、大学の通信教育の学生が、入学前に当該大学が行う通信

教育の聴講生として聴講した授業科目に限って行うものであること。したがって、他の大学の通信教育の聴講生としての授業科目の聴講は、単位の認定の対象とはならないこと。

- (二) この取扱いは、学生が入学した学部又は学科・課程に当該学生が既に聴講した授業科目と同一内容の授業科目があるなどその教育課程に照らして単位を認定することが教育上有益と認められる場合に限って行うものであること。
- (三) この取扱いは、聴講生として聴講した授業科目について、その成果が試験等により評価されている場合に限って、その成果を評価して行うものであること。
- (四) この取扱いの実施に当たっては、あらかじめ、学則等学内諸規程において具体的な実施方法等を規定する必要があること。(学校教育法施行規則第四条第一項参照)
- (五) この取扱いと関連して、修業年限の短縮は行わないこと。

三 施行期日等

この省令は、公布の日から施行すること。なお、施行日前において聴講生として聴講した授業科目について、その成果が試験等により評価されているときは、当該授業科目について、この規程によつて取り扱うことができること。

短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について

文高技第二七五号
昭和五九年一〇月三一日

通信教育を開設する各私立短期大学長あて

文部事務次官通達

短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について

このたび、短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令が、昭和五九年一〇月三一日文部省令第五三号をもつて公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨及び留意点は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 改正の趣旨

(一) 短期大学通信教育については、これが短期大学教育の機会の拡充に重要な役割を担っていることにかんがみ、通信教育において聴講生として相当程度の授業科目を聴講した者について、当該通信教育を行う短期大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により短期大学の入学資格があるものとして認めることができることとしているところである。(昭和五七年三月二三日付け文大技第一〇九号「短期大学通信教育設置基準の制定等について」記一四参照)

今回の改正は、放送大学の創設等近年における通信教育の進展にかんがみ、前記取扱いによつて短期大学の通信教育に入学した学生の入学前の当該短期大学における聴講生としての授業科目の聴講について、当該短期大学が教育上有益と認めるときは、これを当該入学した短期大学における履修とみなし、その成果について単位を与え、卒業に必要な単位に含めることができることとし、短期大学通信教育の一層の充実を図つたものであること。

(二) この措置は、前記のほか、短期大学の通信教育に入学する前の当該短期大学の通信教育における聴講生としての授業科目の聴講全般について認められるものであること。

二 留意点

- (一) この取扱いは、短期大学の通信教育の学生が、入学前に当該短期大学が行う通信教育の聴講生として聴講した授業科目に限って行うものであること。したがって、他の短期大学の通信教育の聴講生としての授業科目の聴講は、単位の認定の対象とはならないこと。
- (二) この取扱いは、学生が入学した学科に当該学生が既に聴講した授業科目と同一内容の授業科目があるなどその教育課程に照らして単位を認定することが教育上有益と認められる場合に限り行うものであること。
- (三) この取扱いは、聴講生として聴講した授業科目について、その成果が試験等により評価されている場合に限り、その成果を評価して行うものであること。
- (四) この取扱いの実施に当たっては、あらかじめ、学則等学内諸規定において具体的な実施方法等を規定する必要があること。(学校教育法施行規則第四条第一項参照)
- (五) この取扱いと関連して、修業年限の短縮は行わないこと。

三 施行期日等

この省令は、公布の日から施行すること。なお、施行日前において聴講生として聴講した授業科目について、その成果が試験等により評価されているときは、当該授業科目について、この規定によって取り扱うことができること。

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(抜粋)

文高大第一八四号
平成三年六月二四日

各国公私立大学長・放送大学長・各国公私立高等専門学校長・大学を設置する地方公共団体の長・高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長・大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長・放送大学学園理事長あて

文部事務次官通知

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一～三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二四号)」、「大学院設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二五号)」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二六号)」が平成三年六月三日に公布され、いずれも平成三年七月一日から施行されることとなりました。また、これらの省令に関連し、別添四及び五のとおり平成三年文部省告示第六八号及び第七〇号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されることになりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、左記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

第三 大学通信教育設置基準(昭和五六年文部省令第三三号)の一部改正

一 自己評価等について

前記第一の一に関連し、大学は、通信教育に関しても、自己点検・評価に努めなければならないものとしたこと。(第一条の二関係)

二 単位の計算方法について

前記第一の六の(二)に関連し、単位の計算方法について、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするとともに、放送授業に係る単位の計算方法等について規定の整備を行ったこと。(第五条関係)

三 大学以外の教育施設等における学修について

前記第一の七の(二)のとおり、大学設置基準において大学以外の教育施設等における学修について単位を与えることができる旨の規定が設けられたことに伴い、通信教育における体育実技の履修方法等に関する規定を改め、大学は、大学設置基準の定めるところにより大学以外の教育施設の学修について単位を与えることができるほか、あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部大臣が定める学修を当該大学における履修とみなし、単位を与えることができることとしたこと。(第七条関係)

なお、文部大臣の定める学修として、別添五のとおり、従来と同様に大学等が行う公開講座等における体育実技の学修を定めたこと。(平成三年文部省告示第七〇号)

四 聴講生について

前記第一の七の(四)の科目等履修生に対する単位の授与に関する規定が通信教育にも適用されることに伴い、通信教育の聴講生として聴講した授業科目に係る単位の授与に関する規定を廃止したこと。(第八条関係)

五 専任教員数及び校舎面積について

専任教員数及び校舎面積の基準について、大学設置基準の改正と同様に、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目ごとの区分の廃止等に対応する規定の整備を行ったこと。(第九条、別表第一及び別表第二関係)

六 施行期日等

(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則第一項関係)

(二) 前記四に関連して、この改正の施行の日前に通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該大学に入学した場合には改正前の第八条の規定により単位を与えることができることとなる者については、既に認定を受けている当該聴講の成果を、

大学設置基準第三条の科目等履修生として当該大学の通信教育において修得した単位とみなすものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(抜粋)

文高専第一八〇号
平成三年七月一日

各国公私立大学長・放送大学長・各国公私立高等専門学校長・大学を設置する地方公共団体の長・高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長・大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長・放送大学学園理事長あて

文部事務次官通知

短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一及び二のとおり、「短期大学設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二八号)」及び「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二九号)」が平成三年六月三日に公布され、それぞれ平成三年七月一日から施行されました。また、これらの省令に関連し、別添三及び四のとおり平成三年文部省告示第六九号及び第七一号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、個々の短期大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、短期大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から短期大学における学習機会の多様化を図り、併せて、短期大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、左記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

第二 短期大学通信教育設置基準(昭和五七年文部省令第三号)の一部改正

一 自己評価等について

前記第一の一に関連し、短期大学は、通信教育に関しても、自己点検・評価に努めなければならないものとしたこと。(第一条の二関係)

二 単位の計算方法について

前記第一の三の(二)に関連し、単位の計算方法について、一単位の授業科目

を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするとともに、放送授業に係る単位の計算方法等について規定の整備を行ったこと。(第五条関係)

三 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について

前記第一の四の(三)のとおり、短期大学設置基準において短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について単位を与えることができる旨の規定が設けられたことに伴い、通信教育における体育実技の履修方法等に関する規定を改め、短期大学は、短期大学設置基準の定めるところにより短期大学又は大学以外の教育施設の学修について単位を与えることができるほか、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部大臣が定める学修を当該短期大学における履修とみなし、単位を与えることができることとしたこと。(第七条関係)

なお、文部大臣の定める学修として、別添四のとおり、従来と同様に大学等が行う公開講座等における体育実技の学修を定めたこと。(平成三年文部省告示第七一号)

四 聴講生について

前記第一の四の(五)の科目等履修生に対する単位の授与に関する規定が通信教育にも適用されることに伴い、通信教育の聴講生として聴講した授業科目に係る単位の授与に関する規定を廃止したこと。(第八条関係)

五 施行期日等

(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則第一項関係)

(二) 前記四に関連して、この改正の施行の日前に通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該短期大学に入学した場合には改正前の第八条の規定により単位を与えることができることとなる者については、既に認定を受けている当該聴講の成果を、短期大学設置基準第一七条の科目等履修生として当該短期大学の通信教育において修得した単位とみなすものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について(抜粋)

文高大第三〇六号
平成一〇年三月三十一日

各国公私立大学（短期大学を除く）長・放送大学長・大学を設置する地方公共団体の長・大学を設置する各学校法人の理事長・放送大学学園理事長あて
文部事務次官通知

大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一、二及び三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令（平成一〇年文部省令第一一号）」、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成一〇年文部省令第一二号）」及び「大学院設置基準の一部を改正する省令（平成一〇年文部省令第一三号）」が平成一〇年三月三十一日に公布され、同日施行されました。また、これらの省令に関連し、別添四のとおり平成一〇年文部省告示第四六号が平成一〇年三月三十一日に告示され、同日から適用されることになりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、通信情報技術の進展や社会の大学への高まりに適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、多様なメディアを高度に利用した授業を大学設置基準上授業方法として位置づけ、大学院には通信教育を行う修士課程を置くことができることとするとともに、校地面積基準を緩和するなど、制度の弾力化を図るものであります。

これらの省令の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分ご留意の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい下さい。

第一 大学設置基準（昭和三一年文部省令第二八号）の一部改正

一 「メディアを利用して行う授業」の大学設置基準上の位置付け

- (一) 通信情報技術の進展に伴い、大学は、文部大臣の定めるところにより、改正後の大学設置基準第二五条第一項の授業（以下「面接授業」という。）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる（以下「メディアを利用して行う授業」という。）こととしたこと。（改正後の第二五条第二項関係）

(二) なお、文部大臣が定める(一)の授業の方法として、別添四のとおり定めたこと(平成一〇年文部省告示第四六号関係)

「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業の含まれること。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディア授業に含まれるものであること。

(三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ①授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ②学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

(四) メディアを利用して行う授業については、当該授業がまだ実績が少ないことなどと考慮し、卒業の要件として修得すべき一二四単位のうち、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は三〇単位を超えないものとする。(改正後の第三二条第4項関係)

なお、各大学において、一二四単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、面接授業によって九四単位以上の修得がなされていれば、メディアを利用して行う授業によって修得する単位数については、三〇単位を超えることができるものであること。

第二 大学通信教育設置基準(昭和五六年文部省令第三三号)の一部改正

一 CD-ROMなどの電子出版を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業も通信教育の教育方法に該当することを明確にしたこと。(改正後の第三条及び第五条関係)

二 第一の一の大学設置基準の改正を受け、大学設置基準第二五条第二項の方

法による授業（メディアを利用して行う授業）を、通信教育の教育方法に加えたこと（改正後の第三条第一項関係）。また、メディアを利用して行う授業における単位の計算方法は、面接授業と同様、大学設置基準第二条第二項各号の定めによるとしたこと。（改正後の第五条関係）

三 通信教育においては、卒業の要件として修得すべき単位のうち三〇単位以上は、面接授業により修得されるものとなっているが、当該三〇単位のうち一〇単位までは、放送授業又はメディアを利用して行う授業により修得した単位で代えることができるものであること。（改正後の第六条第二項関係）

なお、大学通信教育設置基準上、通信制の大学（学部）の学生が、当該大学（学部）に入学する前に修得した単位や他大学との単位互換により修得した単位のうち、面接授業により修得した単位については、大学の定めるところにより、当該大学の面接授業により修得した単位として取り扱うことが可能であること。

第三 大学院設置基準（昭和四九年文部省令第二八号）の一部改正

一 趣旨

大学院には、通信教育を行う修士課程を置くことができることとしたこと（改正後の第二五条関係）。なお、大学院設置基準の規定は、第四条、第一七条及び第二六条の規定を除き、当然、通信教育を行う修士課程に適用されるものであること。

二 通信教育を行い得る専攻分野

大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとしたこと（改正後の第二六条関係）。

通信教育によって十分な教育効果が得られる分野であるか否かは、個々に具体的な教育内容を勘案して判断されるものであること。

三 通信教育を併せ行う場合の教員組織

昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条第一号に規定する修士課程を担当する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとしたこと。（改正後の第二七条関係）

四 大学通信教育設置基準の準用

通信教育を行う修士課程の授業の方法、単位の計算方法については、大学通信教育設置基準第三条から第五条の規定を準用するものとしたこと。(改正後の第二八条関係)

五 通信教育を行う修士課程を置く大学院の施設

通信教育を行う修士課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと。(改正後の第二九条関係)

なお、昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合には、当該通信教育の学生の教育研究の支障を生じないように必要な施設・設備等を充実するよう努めるものであること。

六 添削のための組織等

通信教育を行う修士課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとしたこと(改正後の第三〇条関係)。各大学の事情により、組織を設けない場合においては、添削等による指導のための適任者を配置する等の措置を講ずる必要があること。

また、パソコンやインターネットを利用した授業を始め情報通信技術を活用した授業を行う場合においては、当該システムの管理運営等を行う者が配置されることが望ましいこと。

七 その他の留意事項

(一) 通信教育を行う修士課程の入学選抜は、社会人の大学院レベルの生涯学習ニーズが高いことを踏まえ、社会人のために入学定員の枠を別に設けたり、これまでの様々な業績等を評価するなどの配慮・工夫を行うことが望ましいこと。

(二) 通信教育を行う修士課程においては、修了の要件である三〇単位以上の修得について、特に面接授業で行うことを義務づけるものではなく、そのすべてについて印刷授業等による授業、放送授業によることが可能であることを踏まえれば、大学院設置基準第一三条に定める研究指導を行うに当たっては、学生に対する丁寧な個別の指導が行われる必要があり、その際、専攻分野に応じて、各大学院の判断により、研究指導の中で、直接の対面指導の機会を設けることが望ましいこと。

なお、昼間又は夜間において授業を行う大学院における研究指導は、従来どおり直接の対面指導を行うことが原則であること。

(三) 特に、高度専門職業人の養成を主目的とする通信教育を行う修士課程に

においては、その教育方法との関連及び修士の水準の維持という観点も考慮しながら、各大学院の判断において、大学院設置基準第一六条第二項の規定により特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができるとする特例を活用することが考えられること。

また、修士論文の審査及び特定の課題についての研究の成果の審査においては、教員と学生の面接による口頭試問を実施することが必要であること。

(四) 大学院は、通信教育についても、自己点検・評価を積極的に行うことに努めることが必要であり、さらに、教育研究水準の維持向上のために、相互評価の導入など評価活動の工夫が行われることが望ましいこと。

短期大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について(抜粋)

文高専第三〇九号
平成一〇年三月三十一日

各国公私立短期大学長・短期大学を設置する各地方公共団体の長・短期大学を設置する各学校法人の理事長あて

文部事務次官通知

短期大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一及び二のとおり、「短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成一〇年文部省令第一四号）」及び「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成一〇年文部省令第一五号）」が平成一〇年三月三十一日に公布され、同日施行されました。また、これらの省令に関連し、別添三のとおり平成一〇年文部省告示第四四号が平成一〇年三月三十一日に告示され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、個々の短期大学が、その教育理念・目的に基づき、通信情報技術の進展や社会の大学への高まりに適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、多様なメディアを高度に利用した授業を短期大学設置基準上授業方法として位置づけるとともに、校地面積基準を緩和するなど、制度の弾力化を図るものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分ご留意の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

第一 短期大学設置基準（昭和五〇年文部省令第二一号）の一部改正

- 一 「メディアを利用して行う授業」の短期大学設置基準上の位置付け
 - (一) 通信情報技術の進展に伴い、短期大学は、文部大臣の定めるところにより、改正後の短期大学設置基準第一条第一項の授業（以下「面接授業」という。）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる（以下「メディアを利用して行う授業」という。）こととしたこと。（改正後の短期大学設置基準第一条第二項関係）
 - (二) なお、文部大臣が定める（一）の授業の方法として、別添三のとおり定めたこと（平成一〇年文部省告示第四四号関係）

「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業の含まれること。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディア授業に含まれるものであること。

(三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各短期大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ①授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ②学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

(四) メディアを利用して行う授業については、当該授業がまだ実績が少ないことなどと考慮し、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は、修業年限が二年の短期大学については一五単位を、修業年限が三年の短期大学については二三単位（第一九条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得することとする短期大学にあっては一五単位）を超えないものとする。（改正後の短期大学設置基準第一八条第三項関係）

なお、修業年限二年の短期大学においては六二単位、修業年限三年の短期大学については九三単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、それぞれ、面接授業によって四七単位又は七〇単位以上の修得がされていれば、メディアを利用して行う授業によって修得する単位数については、それぞれ一五単位又は二三単位を超えることができるものであること。

第二 短期大学通信教育設置基準（昭和五七年文部省令第三号）の一部改正

- 一 CD-ROMなどの電子出版を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業も通信教育の教育方法（印刷教材等による授業）に該当することとしたこと。（改正後の第三条及び第五条関係）

二 第一の一の短期大学設置基準の改正を受け、短期大学設置基準第一条第二項の方法による授業（メディアを利用して行う授業）を、通信教育の教育方法に加えたこと（短期大学通信教育設置基準改正後の第三条第一項関係）。また、メディアを利用して行う授業における単位の計算方法は、面接授業と同様、短期大学設置基準第七条第二項各号の定めることとしたこと。（改正後の短期大学通信教育設置基準第五条関係）

三 通信教育においては、卒業の要件として修得すべき単位のうち修業年限二年の短期大学においては一五単位以上、修業年限三年の短期大学においては二三単位以上（短期大学設置基準第十九条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得することとなっている短期大学にあっては一五単位以上）は、面接授業により修得されるものとなっているが、当該一五単位又は二三単位のうちそれぞれ五単位又は八単位までは、放送授業又はメディアを利用して行う授業により修得した単位で代えることができるものであること。（改正後の短期大学通信教育設置基準第六条第二項関係）

なお、短期大学通信教育設置基準上、通信制の短期大学の学生が、当該短期大学に入学する前に修得した単位や他大学（短期大学）及び単位互換により修得した単位のうち、面接授業により修得した単位については、短期大学の定めるところにより、当該大学の面接授業により修得した単位として取り扱うことが可能であること。

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について(抜粋)

文高大第二二六号
平成一一年九月一四日

各国公私立大学長・放送大学長・大学を設置する各地方公共団体の長・大学を設置する各学校法人の理事長・放送大学学園理事長あて

文部事務次官通知

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について

このたび、別添一のとおり「学校教育法等の一部を改正する法律」平成十一年法律第五五号。以下「改正法」という。)が、さきの第一四五回国会において成立し、平成十一年五月二八日に公布され、改正法附則第一項により平成十二年四月一日から施行されることになりました。

また、別添二から別添七のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成十一年文部省令第三七号)、「学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令」(平成十一年文部省令第三八号)、「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」(平成十一年文部省令第三九号)、「大学設置基準の一部を改正する省令」(平成十一年文部省令第四〇号)、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令」(平成十一年文部省令第四一号)及び「大学院設置基準の一部を改正する省令」(平成十一年文部省令第四二号)が、平成十一年九月一四日に公布され、いずれも同日から施行(改正法に係る改正事項は改正法の施行の日(平成十二年四月一日)に施行)されました。さらに、大学院設置基準の一部改正に関連し、別添八から別添一〇のとおり平成十一年文部省告示第一七五号が平成十一年九月一四日に告示され、同日から適用されることになりました。

二一世紀に向けての大きな転換期にある今日、大学が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題であります。各大学におかれては、かねてから大学改革を進めていただいているところでありますが、法改正をはじめとする今回の制度改革を踏まえ、一層積極的な取組をお願いするものであります。

改正法等の概要及び留意点は以下のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用にあたって遺憾のないようお取り計らい

ください。

第三 大学通信教育設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価

大学は、通信教育に関し、大学設置基準第二条の定めるところにより自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと（第一条の二第一項）。

また、大学は、通信教育に関し、自己点検及び評価の結果について当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととしたこと（同条第二項）

二 施行期日等

大学通信教育設置基準の一部を改正する省令は公布の日から施行するものであること（大学通信教育設置基準の一部を改正する省令附則第一項）。ただし、この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものであること（同第二項）。

短期大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について(抜粋)

文高専第三〇九号
平成一一年九月二四日

各国公立短期大学長・各国立短期大学部学長・短期大学を設置する各地方公共団体の長・短期大学を設置する各学校法人の理事長あて

文部事務次官通知

短期大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について

このたび、別添一及び別添二のとおり「短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成十一年文部省令第四三号）」、「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成十一年文部省令第四四号）」が、平成一一年九月二四日に公布され、同日から施行されました。

二一世紀に向けての大きな転換期にある今日、高等教育機関が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題であります。

各短期大学におかれては、かねてから大学改革を進めていただいているところではありますが、今回の省令改正を踏まえ、一層積極的な取組をお願いするものであります。

省令改正の概要及び留意点は下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用にあたって遺憾のないようお取り計らいください。

第二 短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価

短期大学は、通信教育に関し、短期大学設置基準第二条の定めるところにより自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと（第一条の二第一項）。

また、短期大学は、通信教育に関し、自己点検及び評価の結果について当該短期大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととしたこと（同条第二項）

二 施行期日等

短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令は公布の日から施行するものであること（短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令附則第一項）。ただし、この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものであること（同第二項）。

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(抜粋)

文科高第三四六号
平成一三年三月三〇日

各国公私立大学長・放送大学長・各国公私立高等専門学校長・大学を設置する各地方公共団体の長・高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長・大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長・放送大学学園理事長あて

文部科学事務次官通知

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一から別添六のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令」(平成一三年文部科学省令第四四号)、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令」(平成一三年文部科学省令第四五号)、「短期大学設置基準の一部を会せする省令」(平成一三年文部科学省令第四六号)、「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令」(平成一三年文部科学省令第四七号)、「高等専門学校設置基準の一部を改正する省令」(平成一三年文部科学省令第四八号)及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成一三年文部科学省令第四九号)が平成一三年三月三〇日に公布され、同日から施行されました。さらに、これらの改正に関連し、別添七から別添十一のとおり、平成十三年文部科学省告示第五十一号、同第五十二号、同第五十三号、「高等専門学校の設置等の認可及び教員資格の認定の申請手続(平成六年文部省告示第一一八号)の一部を改正する件」(平成一三年文部科学省告示第五五号)が平成十三年三月三十日に告示され、同日から施行されました。

今回の改正は、我が国の高等教育機関が世界に開かれた高等教育機関としてその役割を十分に果たしていくため、高等教育制度の国際的な整合性を図り、教育研究のグローバル化を推進するとともに国際競争力を高めることが重要であるとの考えを基本とするものであります。このような考えに基づき、第一に、柔軟かつ機動的な教育研究の展開の観点から、講座等の組織編成の弾力化を図る、第二に、教員の教育能力等を従来以上に重視する観点から、教員資格の見直しを図る、第三に、情報通信技術の活用観点から、遠隔授業の在り方及び国境を越えて提供される教育の在り方の見直し等の制度改正を行うものであります。各高等教育機関におかれては、今回の改正の趣旨を踏まえた積極的な取組をお願いいたします。

今回の改正の概要及び留意点は下記のとおりですので、制度の運用に当たって遺漏のないようお取り計らい下さい。

第二 大学通信教育設置基準の一部改正

- 1 通信による教育を行う大学は、授業を、外国において履修させることができるものとする（第三条第三項）。
- 2 卒業の要件として修得すべき単位のうち三〇単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする（当該三〇単位のうち一〇単位までは放送授業により修得した単位で代えることができる）。これにより、卒業に必要な一二四単位のすべてを、メディアを利用して行う授業により修得することが可能となること（第六条第二項）。

第四 短期大学通信教育設置基準の一部改正

- 1 通信による教育を行う短期大学は、授業を、外国において履修させることができるものとする（第三条第三項）。
- 2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、二年制の短期大学にあつては一五単位以上、三年制の短期大学にあつては二三単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする（当該一五単位又は二三単位のうちそれぞれ五単位又は八単位までは放送授業により修得した単位で代えることができる）。これにより、卒業に必要な六二単位（二年制の場合）又は九三単位（三年制の場合）のすべてを、メディアを利用して行う授業により修得することが可能となること（第六条第二項）。

第七 平成十三年文部科学省告示第五一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の制定

- 1 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業（いわゆる「遠隔授業」）については、平成十年文部省告示第四六号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見

の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教育が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第三条第二項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

- 2 この告示の制定に伴い、従来の告示（平成十年文部省告示第四六号）は廃止すること。
- 3 なお、短期大学及び高等専門学校についても、これらと同趣旨の告示の制定等を行うこと（平成十三年文部科学省告示第五二号及び同第五三号）。